

4 課題と今後の取り組み

▶ 非常時優先業務の実施に向けた課題

本庁舎等の資源調査により明らかとなった課題を放置すると非常時優先業務の実施に支障を及ぼします。

こうした課題に対して、計画的に解消していきます。

【愛知県庁BCPで明らかになった課題】

職員	<ul style="list-style-type: none"> ○職員の被災状況把握が困難 ○参集困難による人員不足 ○職員用食料の不足 ○従事職員の仮眠室の未整備
執務環境	<ul style="list-style-type: none"> ○施設の安全対策が不十分 ○長時間停電への対応の不足 ○水道停止によるトイレ使用の制約
各種情報システム・通信・ネットワーク等	<ul style="list-style-type: none"> ○情報システムサーバの損壊 ○電源容量不足によるPC・FAX等OA機器の使用制約

▶ 今後の取り組み

○「愛知県庁業務継続計画推進会議(仮称)」の設置

愛知県庁BCPの定着と課題の対応を具体化するため、全庁挙げての体制を構築し、平常時から課題改善状況や研修・訓練の実施状況等の進行管理を行っていきます。

○研修・訓練を通じた計画の定着と課題の解消

職員一人ひとりが災害時の役割や施設の資源制約の可能性を理解するため、平常時から研修・訓練を通じて、職員の能力向上及び組織的な対応能力の向上を図っていきます。

○地方機関における計画策定

災害対応の実効性を高めるため、地方機関ごとのBCPの策定を検討していきます。

○市町村のBCP策定支援

市町村がBCPを策定する際、県のノウハウを活かし支援を行っていきます。

連絡先

愛知県防災局防災危機管理課
〒460-8501
愛知県名古屋市中区三の丸3丁目1番2号
電話 052-954-6143(ダイヤルイン)



防災ナマズン

発行 平成21年11月

愛知県庁BCP概要版 —災害時の業務継続に向けて—

愛知県職員である「あなた」は、地震が起こった時...

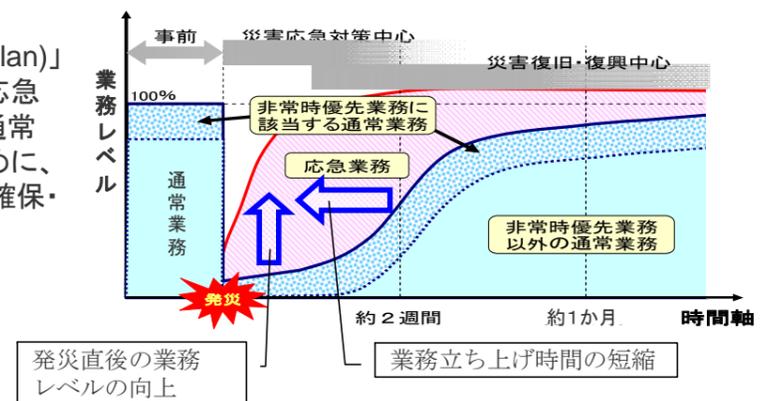
- まず何をすれば良いか分かりますか？
- 優先すべき業務と休止する業務が分かっていますか？
- 情報システムやライフラインがストップした場合の対応が分かっていますか？
- 他の職員が来られない場合、どうしますか？

こうした事態に対応するため、業務継続計画を策定しました。

1 業務継続計画(BCP)って何？

「業務継続計画(Business Continuity Plan)」は、災害発生時に、本県が実施すべき応急復旧業務や業務継続の優先度が高い通常業務を継続(早期の再開・復旧)するために、事前に資源(職員、庁舎、資機材等)の確保・配分や必要な対策を定める計画です。

(図: 内閣府『中央省庁業務継続ガイドライン 第1版』に加筆)

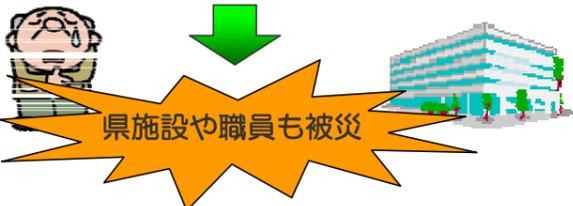


県庁が被災した場合を想定し策定する計画のことを
愛知県庁業務継続計画(愛知県庁BCP)と呼んでいます。

2 なぜ愛知県庁BCPを作成するの？

もし東海・東南海地震が連動して発生した場合・・・

想定される最悪のシナリオは、
死者約2,400人 負傷者約66,000人
建物全半壊約33万棟



地震調査研究推進本部資料に加筆

想定東海・東南海地震連動では、当然ながら、県施設や職員も被災します。
被災時には、ヒトやモノなどの資源が著しく不足し、行政サービスを一時的に停止せざるを得ない状況になってしまいます。

非常時においても優先すべき「非常時優先業務」を特定し、業務の継続に必要な資源の確保、配分等の対策をあらかじめ決めなくてはなりません。

想定される様々な事態の発生



参集できる人数は？
庁舎の非常用電源の容量は？



緊急時の連絡手段は？

幹部が行方不明だ。どうする？

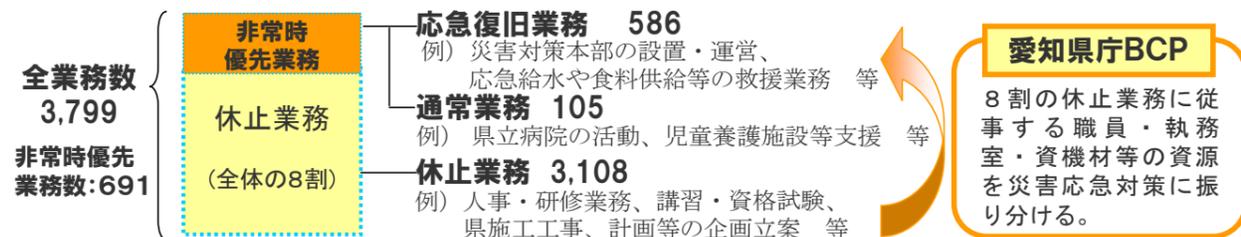
庁舎が電源・水の不足で使用不能！
どうする？

3 非常時優先業務の実施

▶ 非常時優先業務の選定

災害が発生すると、電力等のライフラインの停止、職員の参集が困難になることなどにより、県民・企業等へ提供できる行政サービスが急激に低下してしまいます。そこで、どの業務が必要かを選定し、いつまでに再開するか、といった復旧目標をたてます。

【非常時優先業務=応急復旧業務+通常業務】



▶ BCPで休止する業務の種類

愛知県庁BCPでは、非常時優先業務ではない業務については、積極的に休止し、限られた資源を非常時優先業務に優先的に配分します。
なお、休止した業務は、災害応急対策の経過に伴い、順次再開していきます。

【休止する業務の種類】

- ・人事、職員研修関係業務
- ・広報広聴(災害関係以外の緊急性のない通常のもの)
- ・給与関係の認定(災害時は緊急措置として前月データで支払後精算)
- ・講習、資格試験(ただし、実施日が近い場合は延期の周知を行う)
- ・行政評価、行政監査、定期監査
- ・届出許可(緊急性のない法規制等に関するもの)
- ・県施工工事(2次災害防止の安全措置を図った上で、当面中止)
- ・計画等の企画立案等(災害復興に関する計画を除く)
- ・交付金補助金(災害復旧を除く)

▶ 発災～2週間における非常時優先業務

非常時優先業務として選定するのみならず、実施の時期や復旧目標を設定しています。

時期	重点的に取り組む事項	主な非常時優先業務
発災から24時間まで	①災害対策本部の設置・運営 ②渉外対応(応援派遣依頼) ③医療対策 ④応急給水の実施 ⑤食料の供給 ⑥生活必需物資の供給	・災害情報センターの設置 ・自衛隊、緊急消防援助隊への派遣要請 ・他県との連絡調整 ・県立病院の活動 ・医療救護班編成 ・保健師の要請・確保 ・応急給水の実施 ・食料支援体制の確立 ・生活必需物資支援体制の確立
2日目～3日目	①健康支援 ②福祉対策 ③住宅の応急危険度判定	・栄養・食生活支援、食品衛生の保持等 ・被災社会福祉施設等の入所者等の受入調整 ・障害者等の施設利用調整 ・住宅の応急危険度判定の実施
4日目～2週間	①住宅の確保 ②教育の早期再開 ③インフラの維持・早期復旧 ④産業支援	・県営住宅の応急復旧 ・公共賃貸住宅一時入居 ・学用品の支給 ・応急給食の実施 ・上水、工業用水の応急復旧 ・緊急輸送道路の応急復旧 ・災害廃棄物の推計 ・融資相談窓口(中小企業、農林漁業)の設置 ・家畜伝染病の防疫作業実施体制